



## 北薩森林組合通信 vol. 3

「森林組合法の一部改正案」が成立！

—全体会議で全職員に説明—

6月1日、本所会議室で職員全体会議が開催されました。この会議は新型コロナウイルスの影響で開催が延期されていましたが、国や県の緊急事態宣言解除を受けて、5ヶ月ぶりの開催になりました。

会議で藤岡組合長は、今期の決算見込みについて共販事業を核とする販売事業が、原木価格の下落等により取扱量・粗利益共に当初計画を下回る見込み。昨年10月の消費増税による住宅着工の反動減の影響で国産材製品の需要が伸び悩んだことが主な要因。

今後の運営においては、事業毎に根拠を明確にした達成すべき目標を設定して、全職員に周知するとともに、進捗状況の把握や検証機能の強化により事業の拡大を図る。また、業務遂行にあたっては、報告・連絡・相談を徹底して業務の円滑化や、状況に応じて迅速・適切に対応できる組織体制の構築が急務。

今後とも、地域の森林を守り育て続けていくことが森林組合の使命であることを認識しながら、職員一人ひとりの力を結集して森林整備等の事業を展開したい。と挨拶されました。

岩下参事からは、「森林組合におけるコンプライアンスの遵守について」と、今年5月28日に可決成立、来年4月1日から施行される「森林組合法の一部を改正する法律案の概要」について説明がありました。

「森林組合におけるコンプライアンスの遵守について」では組合員等からの相談や、要望、苦情があったときに職員としてとるべき態度や言葉遣い、相手の気持ちを理解しようとする姿勢が大切であると述べられました。

また、正組合員資格の拡大や、事業執行体制の強化を柱とした「森林組合法の一部を改正する法律案の概要」については次項掲載資料により説明がありました。



## 「森林組合法の一部を改正する法律案」の概要

### 背景

- ★ 戦後造成された人工林の本格的な利用期の到来や、近年における森林経営管理制度の創設等を受けて、地域の林業経営の重要な担い手である森林組合は、森林経営管理制度の担い手である「意欲と能力のある林業経営者」として、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じて山元への一層の利益還元を進めていくことが必要。
- ★ このため、森林組合と組合員との信頼関係を引き続き保ちつつ地域の森林整備に取り組みながら、販売事業を拡大して経営基盤の強化を図ることができるよう、森林組合の組織運営に係る制度の見直しが必要。

### 法律案の概要

#### 1. 組合間の多様な連携手法の導入

- (1) 森林組合及び森林組合連合会の主要事業である販売事業等を譲渡するには総会の決議又は特別議決を経る必要がある旨を規定する。

(第 61 条、第 63 条、第 107 条、第 109 条第 3 項)

- (2) 森林組合又は森林組合連合会がその事業を分割して他の森林組合又は森林組合連合会に承継させることを可能とする、吸収分割の制度を導入する。

(第 63 条、第 88 条の 2~9、第 108 条の 4~11、第 109 条第 3 項)

- (3) 2 以上の森林組合又は森林組合連合会がそれぞれの事業を分割して新たに設立する森林組合連合会に承継させることを可能とする、新設分割の制度を導入する。

(第 63 条、第 108 条の 12~19、第 109 条第 3 項)

#### 2. 正組合員資格の拡大

- (1) 森林所有者である個人と同一の世帯に属する者のうち当該個人から指定を受けた一人について正組合員となることができる旨の規定について、「同一世帯に属する者」を「推定相続人」に改めるとともに、指定を受けることができる人数の上限を設けないこととする。(第27条)

#### 3. 事業の執行体制の強化

- (1) 販売事業を実施する森林組合及び森林組合連合会に対し、販売事業等又は、法人の経営に関し実践的な能力を有する理事を一名以上配置することを義務付ける。

(第 44 条第 10 項、第 109 条第 3 項)

- (2) 理事の年齢・性別に著しい偏りが生じないよう配慮すべき旨の規定を追加する。

(第 44 条第 11 項、第 109 条第 3 項)

- (3) 森林組合及び森林組合連合会が事業を行うに当たっては、「森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」旨を明記する。

(第 4 条)

施行日：令和 3 年 4 月 1 日